

三健第1071号
令和2年3月4日

町指定地域密着型介護サービス事業所管理者 様

三戸町健康推進課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る運営推進会議の取り扱いについて

介護保険行政の推進に当たり、日頃から格別の御協力を賜り、お礼申し上げます。

さて、現在、新型コロナウイルスによる感染症の発症事例が国内各地で確認されており、感染拡大を防止する観点から、地域密着型サービス事業所に義務付けられている運営推進会議を延期または中止した場合であっても、当面の間、運営基準違反とならない取り扱いといたします。

この取り扱いにより、開催を延期または中止する場合には、出席予定者にその旨連絡するとともに、町にも御一報ください。

また、認知症対応型共同生活介護事業所の「外部評価の実施回数緩和」の要件の一つである「運営推進会議が過去1年間に6回以上開催されていること」については、下記の手順により意見を求めることで、開催したとみなすことといたします。

なお、この取り扱いについて、事業所の判断で開催することを妨げるものではありません。開催の際は、感染防止に十分配慮した上で開催してください。

この取り扱いを終了する際には、あらためてお知らせいたします。

記

1 書面開催の手順

- (1) 普段の運営推進会議で報告している内容（利用者状況、事故報告等）について、委員に書類を送付し、意見を求めます。
- (2) 委員から出された意見をまとめ、議事録を作成し、健康推進課へ提出してください。委員から意見がなかった場合は、議事録に意見がない旨記載してください。議事録には開催予定日と書面開催の理由（新型コロナウイルス感染拡大を防止するため）についても記載してください。

2 書面開催の場合の運営推進会議の開催日の取り扱い

上記1を満たした場合、議事録作成日をもって基準どおり開催したとみなします。

【お問い合わせ先】

三戸町健康推進課 高齢者支援班
電話 0179-20-1153